

板橋区私立保育園医療的ケア児保育事業実施要綱

(令和7年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とし、かつ、医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置された私立認可保育所において、医療的ケア児でない児童とともに行う集団保育（以下「医療的ケア児保育」という。）を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進させ当該医療的ケア児の福祉向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、次の各号に掲げる処置をいう。

- (1)口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引
- (2)胃ろう、腸ろう又は経鼻による経管栄養
- (3)定時の導尿
- (4)血糖値測定及びその後の処理（インスリン注射を含む。）
- (5)人工呼吸器による呼吸管理
- (6)前各号に掲げるもののほか、医療的ケア児が必要とする医療的ケア児保育において、主治医の指示のもと、次条に掲げる保育所において実施可能な処置

(実施保育所)

第3条 医療的ケア児保育を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、前条に規定する医療的ケア児の病状、保育所の人員配置や施設設備の状況を踏まえ、安全な保育の提供が可能であると実施保育所の長が判断した私立認可保育所とする。

(対象児童)

第4条 医療的ケア児保育の対象児童は、次の各号に該当するものとする。

- (1)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に規定する者であって、同法第20条第3項の規定による認定を受けた児童
- (2)板橋区要支援児保育事業実施要綱（平成元年4月1日区長決定）第7条の規定により設置した板橋区要支援児保育判定審査会（以下「審査会」という。）、または板橋区保育の利用児童の要支援児・医ケア児保育加算認定会議要綱（昭和49年4月1日区長決定）における要支援児・医療的ケア児保育加算認定会議（以下「加算認定会議」という。）において、医療的ケア児保育を受けることが可能であると判定された児童

(入所定員)

第5条 実施保育所における医療的ケア児保育を利用する児童（以下「利用児童」という。）の入所定員は、1実施保育所につき原則1名とし、実施保育所の状況に応じて区長が適宜決定するものとする。

(保育時間)

第6条 実施保育所における医療的ケア児保育の保育時間は、午前9時から午後5時までの間の8時間以内とする。ただし、具体的な時間の取り決めについては、医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等における看護職員や保育士の受入体制等、これらの状況を勘案し、実施保育所の長が決定する。

(実施者)

第7条 利用児童に対する医療的ケアは、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や園に配置する保健師等（助産師、看護師、准看護師を含む。）が行うものとする。

2 区長は、前項に規定する保健師等の配置及び医療的ケアの実施等を適切に実施することができる者と認める者へ委託することができる。

(医療的ケア児保育の利用申込み)

第8条 医療的ケア児保育を利用しようとする児童の保護者は、次の各号に掲げる書類を区長に提出することにより申し込むものとする。

- (1)医療的ケアに関する主治医の意見書兼指示書
- (2)医療的ケア実施申込書
- (3)前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(観察保育)

第9条 区長は、前条の規定による申込みがあったときは、実施保育所において、当該申込みに係る児童を観察保育するものとする。

- 2 観察保育を行う期間は、必要に応じて実施保育所の園長が定めることができる。
- 3 観察保育を行った実施保育所の園長は、観察保育期間終了後速やかに審査会又は加算認定会議に結果報告をしなければならない。
- 4 観察保育に要する経費は観察保育を実施する私立認可保育所が負担するものとする。

(利用の内定)

第10条 区長は、前条第1項の児童に係る医療的ケア児保育の利用の承諾に当たり、前条第3項の結果報告を踏まえた認定会議による認定を経るものとする。

2 区長は、前項の認定の結果を踏まえ、当該児童について、東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号）第4条の3第1項に規定する基準及び同条第4項の規定に基づく利用の調整を行い、実施保育所の利用の可否を内定するものとする。

(内定面談)

第11条 実施保育所の長は、前条の規定により内定した児童について、入所が内定した実施保育所における医療的ケア児保育の利用の承諾を判断するため、内定面談を行うものとする。

(保育の利用の承諾の保留)

第12条 区長は、前条の事前面談が行われている期間は、児童に係る医療的ケア児保育の利用の承諾を保留できるものとする。

(利用の承諾)

第13条 区長は、第11条の内定面談を経て、同条の児童の医療的ケア児保育の利用の承諾を決定するものとする。

(利用承諾後の手続)

第14条 実施保育所の長は、当該児童に係る医療的ケア児保育にかかる計画等を作成するものとする。

(利用承諾の取消し)

第15条 区長は、利用児童について、次の各号のいずれかに該当する場合は、医療的ケア児保育の利用の承諾を取り消すことができる。

- (1)日常的に他の児童から隔離した場において保育が必要であると認められる場合
- (2)看護師による随時の内容観察及び処置が必要な場合
- (3)前2号に掲げるもののほか、集団保育が不可能であると医師から判断された場合

(医療的ケアの実施状況及び内容変更の報告等)

第16条 利用児童の保護者は、毎年度、区長が指定する期日までに、第8条各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者は、当該利用児童に必要な医療的ケアの内容に変更が生じたときは、第8条各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(関係機関の連携)

第17条 実施保育所の長は、利用児童の健康状態を的確に判断するため、主治医、医療機関等の関係機関と密接な連携をとり、利用児童の処遇の向上を図らなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、区長決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。